## IC キャッシュカード特約

- 1. (特約の適用範囲)
- (1) この特約は、当金庫が発行するカードのうち IC チップが付加されたカード(以下「IC カード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は当金庫カード規定の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード 規定で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事 項は当金庫カード規定により取扱うものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは当金庫カード規定の定義によるものとします。
- 2. (IC カードの利用)
  - ICカードは、次の場合に利用することができます。
  - ①当金庫所定の IC カードが利用できる自動機を使用して預金に預入れをする場合
  - ②当金庫所定の IC カードが利用できる自動機を使用して預金の払戻しをする場合
  - ③当金庫所定のICカードが利用できる自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替 えにより払戻し、振込の依頼をする場合
  - ④その他当金庫所定の取引をする場合
- 3. (IC カードの有効期限)
- (1) IC カードの有効期限は、IC カード上に表示された年月の末日までとします。
- (2) IC カードの有効期限経過後は、IC カードの利用はできません。
- (3) IC カードの有効期限が到来する場合には、有効期限を更新した新しい IC カードを事前に送付します。有効期限が到来した IC カードは当金庫に返却していただくか、本人の責任において IC チップ部分と磁気ストライプ部分を切断のうえ廃棄してください。
- 4. (IC カードの発行時における手数料の取扱い)

新規発行、更新、再発行で、IC カードを発行する際には、当金庫所定の手数料をいただきます。

以上